

熊本県公報

目次

告 示

身体障害者福祉法による医師の指定 (障害保健福祉課) 一

身体障害者福祉法による医療機関の指定 (" ") 一

庁舎等の管理業務委託に係る指名競争入札参加資格審査要綱 (管財課) 二

公 告

平成十二年度火災共済事業の経営状況の公表 (管財課) 四

登 載 依 頼

教育委員会の会議の開催 (教育委員会) 一一

球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催 (球磨地域保健医療推進協議会) 一二

感染症発生動向調査企画委員会の会議の開催 (感染症発生動向調査企画委員会) 一二

正 誤

平成十三年八月二十二日熊本県告示第六百五十号(道路の区域変更)中 (道路維持課) 一二

告 示

熊本県告示第一号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成十四年一月七日

熊本県知事 潮谷義子

診療科目	医師氏名	指 定 年 月 日	医療機関及びその所在地
内科	中本 弘作	平成十三年十二月二十日	国民健康保険河浦町立病院
内科	本多 英喜	平成十三年十二月二十日	天草郡河浦町白木河内二三三二一 国民健康保険河浦町立病院
外科	平野 祐一	平成十三年十二月二十日	天草郡河浦町白木河内二三三二一 国民健康保険河浦町立病院
眼科	武藤 知之	平成十三年十二月二十日	健康保険八代総合病院
耳鼻咽喉科	坂田 一成	平成十三年十二月二十日	八代市松江城町二二二六 さかた耳鼻咽喉科クリニック 荒尾市緑ヶ丘二二四一
眼科	山田 和博	平成十三年十二月二十日	山鹿市立病院
内科	児嶋 真治	平成七年一月十日	山鹿市山鹿五一 まつばせ児嶋クリニック
内科	岡島 洋右	平成十二年四月一日	下益城郡松橋町大野二七二二 八代郡医師会立病院
外科	濱口 裕光	平成九年四月一日	八代郡宮原町今一五一一 荒尾市民病院
内科	本田 佳生	平成八年六月十一日	荒尾市荒尾二六〇〇 天草慈恵病院
心臓血管	宇藤 純一	平成九年六月十七日	天草郡苓北町上津深江二七八一〇 中村クリニック
外科			玉名郡長洲町宮野一四六八一

熊本県告示第二号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十九条の二第一項に規定する医療機関を次のとおり指定した。

平成十四年一月七日

熊本県知事 潮谷義子

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
坂梨ハートクリニック	阿蘇郡阿蘇町小里二四九一二	腎臓	平成十三年十二月二十日
おおもり病院	下益城郡小川町北新田五	腎臓	平成十三年十二月二十日
平山新町調剤薬局	八代市平山新町四四七七―三	調剤	平成十三年十二月二十日
わかかさ薬局	八代市袋町一―二五	調剤	平成十三年十二月二十日
松高調剤薬局	八代市松崎町八九	調剤	平成十三年十二月二十日
ひおき調剤薬局	八代市日置町三二二―一	調剤	平成十三年十二月二十日
にしき町調剤薬局	八代市錦町九一六	調剤	平成十三年十二月二十日
こうだ調剤薬局	八代市豊原中町二二九六一―	調剤	平成十三年十二月二十日
東洋調剤薬局本店	八代市本町一―一〇―三二	調剤	平成十三年十二月二十日
中村調剤薬局	八代市松江町一六六	調剤	平成十三年十二月二十日
植柳薬局	八代市植柳上町六五二六一―二	調剤	平成十三年十二月二十日
元町薬局	八代市植柳下町五五三九一六	調剤	平成十三年十二月二十日
坂本調剤薬局	八代郡坂本村坂本四一三九一 九	調剤	平成十三年十二月二十日
板倉資生堂薬局	八代郡宮原町宮原町一〇―四	調剤	平成十三年十二月二十日

熊本県告示第三号

庁舎等の管理業務委託に係る指名競争入札参加資格審査要綱を次のように定める。
平成十四年一月七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

庁舎等の管理業務委託に係る指名競争入札参加資格審査要綱
(趣旨)

第一条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第六十七条の十一第二項の規定に基づき、熊本県が発注する庁舎等の管理業務の委託契約に係る指名競争入札(以下「入札」という。)に参加しようとする者について必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において、「庁舎等」とは、県において公用に供する建物及び工作物並びにそれらの敷地をいう。

2 この要綱において、「管理業務」とは、清掃業務をいう。
(入札参加資格者)

第三条 入札に参加することができる者は、資格審査を受け、第七条第二項の規定により入札参加資格を有すると決定された者(以下「入札参加資格者」という。)であつて、第十一条第一項に規定する者又は同条第二項各号に掲げる者に該当しないものとする。
(資格審査の申請)

第四条 資格審査を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 営業の概要を示す書類及び契約の実績を示す書類
- 二 法人にあつては、商業登記簿謄本、定款及び就業規則を定めている場合は、就業規則
- 三 個人にあつては、令第六十七条の四第一項に規定する者でないことを証する書類
- 四 法人にあつては、申請書を提出する日の属する年度の直前の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書
- 五 個人にあつては、申請書を提出する日前の直近の所得税確定申告書の写し
- 六 有資格職員の名簿及び資格免許の一覧表並びに当該資格を有すること、又は当該免許を受けたことを証する書類

七 入札対象業務に係る事業が建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第一項各号の登録を受けることができる場合にあっては、当該入札対象業務に係る事業について同項の登録を受けていることを証す

る書類

八 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類

九 納税証明書

イ 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

ロ 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

十 その他知事が必要と認める書類

2 申請書の提出期間は、毎年十月一日から十月三十一日まで（県の休日は除く。）とし、受付時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要と認めるときは、前項に規定する提出期間を変更することができる。この場合において、知事は、変更後の提出期間をあらかじめ公告するものとする。

（資格審査の申請ができない者）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査の申請をすることができない。

一 令第六十七條の四第一項に規定する者

二 前条第一項第七号の登録を受けていない者

三 労働者災害補償保険に加入していない者

四 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がある者

五 申請書の提出期間の初日の属する月の直前の月の末日（以下「審査基準日」という。）現在で営業開始後二年を経過していない者、又は営業を停止し、若しくは休止したもので審査基準日において営業再開後二年を経過していない者

六 第十一条の規定により入札参加資格を取り消された者で、審査基準日においてその処分の日から二年を経過していない者

（資格審査を行う年度）

第六条 資格審査は、平成十三年度以後二年ごとに到来する年度（以下「基準年度」という。）に行うものとする。ただし、基準年度において前条各号のいずれかに該当し申請をすることができなかった者及び次条第二項の規定により入札参加資格を有すると決定されなかった者の資格審査については、基準年度の翌年度に行うことができるものとする。

（資格審査）

第七条 申請書を受け付けたときは、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

- 一 経営の状況 営業の実績、営業年数及び経営比率
- 二 経営の規模 自己資本の額、職員の状態及び機械並びに器具の保有状況

2 前項の審査を行ったときは、第二条第二項に規定する業務について入札参加資格の有無を決定し、その結果を書面により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（管理業務の格付）

第八条 前条第二項の規定により入札参加資格を有すると決定された者について、その業務遂行能力を考慮して格付を行うものとする。

（入札参加資格等の有効期間）

第九条 第七条第二項の規定により決定された入札参加資格及び前条の規定による格付は、第七条第二項の規定により入札参加資格を有すると決定された日の属する年度の翌年度の業務委託に係る入札から適用し、以後最初に到来する基準年度の三月三十一日までその効力を有するものとする。

2 第六条ただし書きの規定による資格審査により決定された入札参加資格及び第八条の規定による格付は、第七条第二項の規定により入札参加資格を有すると決定された日の属する年度の翌年度の業務委託に係る入札に適用し、以後最初に到来する基準年度の三月三十一日までその効力を有するものとする。

（変更等の届出）

第十条 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、遅滞なく知事に届け出なければならぬ。

一 令第六十七條の四第一項に規定する者に該当するに至ったとき。

二 第四条第一項第七号の登録が失効し、又は取り消されたとき。

三 住所又は氏名（法人にあつては、本社若しくは事務所（事業所）の所在地又は名称若しくは代表者の氏名）に変更があつたとき。

四 営業を休止し、又は廃止したとき。

（入札参加資格の取消し等）

第十一条 入札参加資格者が令第六十七條の四第一項に規定する者に該当するに至ったと判明した場合又は営業を廃止した場合は、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、その者の入札参加資格を取り消し、又はその事実が判明した後二年間の範囲内で知事が定める期間その者を入札に参加させないことができる。

一 令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当すると認められる者

二 第四条第一項第七号の登録が失効し、又は取り消された者

三 虚偽の申請その他不正な方法により入札参加資格を得た者

四 経営状況が著しく不良となり、入札に参加させることが不相当と認められる者

五 その他知事が県の契約相手方として不相当であると認められた者

3 前二項の規定により入札参加資格を取り消し、又は二年間の範囲内で入札に参加させないこととしたときは、遅滞なくその旨を当該入札参加資格を取り消された者又は入札に参加させないこととされた者に書面により通知するものとする。

(雑則)

第十二条 この要綱に定めるもののほか、資格審査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成十四年一月七日から施行し、平成十四年度の庁舎等の管理業務委託契約に係る指名競争入札に参加しようとする者(以下「平成十四年度入札参加者」という。)の資格審査から適用する。ただし、平成十四年度入札参加資格者の資格審査の申請期間は、第四条第二項の規定にかかわらず、平成十四年一月七日から一月三十一日まで(県の休日を除く。)とする。

公 告

熊本県公告第一号

地方自治法第二百六十三条の二第三項の規定により、火災、水害、震災その他の災害による財産の損害に対して、財団法人都道府県会館及び社団法人全国公営住宅火災共済機構が行う相互共済事業の経営状況について公表する。

平成十四年一月七日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(財) 都道府県会館分
災害共済事業

(1) 収支計算書 (平成12年4月1日から平成13年3月31日まで)

I 収入の部

(単位:円)

大 科 目	中 科 目	小 科 目	予 算 現 額			決 算 額	差 異	備 考
			当初予算額	補正予算額	計			
1. 事業収入			1,345,000,000		1,345,000,000	1,717,310,236	372,310,236	
	1. 共済事業収入		1,345,000,000		1,345,000,000	1,717,310,236	372,310,236	
		1. 共済基金分担金収入	1,345,000,000		1,345,000,000	1,717,310,236	372,310,236	火災共済分担金 1,698,561,506円 自動車損害共済分担金 18,748,730円
2. 雑収入			196,400,000		196,400,000	491,801,585	295,401,585	
	1. 雑収入		196,400,000		196,400,000	491,801,585	295,401,585	
		1. 受取利息	196,390,000		196,390,000	485,855,443	289,465,443	定期預金及び有価証券等受取利息
		2. 雑入	10,000		10,000	5,946,142	5,936,142	営団地上権設定補償金
3. 返還金収入			90,000,000		90,000,000	90,000,000	0	
	1. 返還金収入		90,000,000		90,000,000	90,000,000	0	
		1. 返還金収入	90,000,000		90,000,000	90,000,000	0	貸付金償還金
4. 繰入金収入			1,780,000		1,780,000	1,780,000	0	
	1. 繰入金収入		1,780,000		1,780,000	1,780,000	0	
		1. 繰入金収入	1,780,000		1,780,000	1,780,000	0	会館管理事業会計より繰入 (減価償却相当額) 580,000円 機械損害共済事業会計より繰入 (事務費負担金) 1,200,000円
5. 積立金取崩収入			0	430,000,000	430,000,000	430,000,000	0	
	1. 積立金取崩収入		0	430,000,000	430,000,000	430,000,000	0	
		1. 減価償却積立預金取崩収入	0	430,000,000	430,000,000	430,000,000	0	会館被災者生活再建支援事業会計への貸付金
当期収入合計(A)			1,633,180,000	430,000,000	2,063,180,000	2,730,891,821	667,711,821	
前期繰越収支差額			2,077,020,000		2,077,020,000	2,828,997,651	751,977,651	
収入合計(B)			3,710,200,000	430,000,000	4,140,200,000	5,559,889,472	1,419,689,472	